

浦野家通信



4月

〒550-0013
大阪市西区新町1-2-9
日宝四ツ橋新町ビル5F
Tel:06-6536-7560
浦野会計事務所
第44号
発行人：所員一同



今月の税務

暖かくなりそうでならない日が続いていますが皆様いかがお過ごしでしょうか。

室内で過ごす日々が続きますがストレッチで体をほぐしながら体にお気をつけてお過ごしください。



4月10日（金）

・3月分 源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月16日（木）

・令和元年 申告所得税・消費税の申告と納税
（振替納税の方は所得税5月15日・消費税5月19日が振替日です）

4月30日（木）

・2月決算法人の確定申告と納税
・10月決算法人の中間申告と納税
・5月、8月、11月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
・3月分社会保険料納付

今月の一本

「8時だヨ！全員集合」



すごい昔の番組なのに老若男女問わずいまだに愛され続けている「8時だヨ！全員集合」志村けんさんの訃報が伝えられました。とても悲しいことですが、昔の元気で破天荒な志村さんを見て笑って、この嫌な空気を吹き飛ばしていきましょう。やっぱりドリフのコントは面白いですね！



4月の

目標

手洗いうがいをしっかりと

諸説ありますが、ウィルスはかなり小さく、市販のマスクだけで防ぐのは難しいそうです。一番効果が期待できるのは手洗いうがいのようです。他にも温かい緑茶や白湯をこまめに飲むと胃の中の胃酸でウィルスが弱まるそうです。マスクの入手も困難ですが、今できる範囲で予防し元気で過ごしましょう！

配偶者居住権の話

4月を迎え新しい年度が始まりましたが、この4月1日から民法が改正され「配偶者居住権」という制度が創設されました。配偶者居住権とは、相続により配偶者が自宅を相続しなかった場合でも自宅に住み続けることができる権利をいいます。

これまでの相続では自宅以外にあまり相続財産がない場合に他の相続人と遺産分割することが困難なために自宅を手放すことが余儀なくされるケースがありました。残された配偶者が長年住み慣れた自宅を立ち退かなければならなくなれば、精神的にも身体的にも負担が大きくなります。その解決策として当該自宅の所有権と使用権としての「居住権」を別々に設定できるようにこの制度が新設されました。

「配偶者居住権」は、遺産分割、遺贈・死因贈与、家庭裁判所の決定により成立します。設定の条件としては次の条件が充足されなければなりません

- ①相続開始の時に居住していた配偶者であること
- ②当該自宅が被相続人と配偶者以外の人の共有とされていたものではないこと
- ③建物の使用は、無償であること
- ④居住建物の所有者は、配偶者居住権の設定の登記を備えること
「配偶者居住権」の存続期間は、配偶者の終身の間（期間を定めることも可能）となり配偶者の死亡により消滅します。また第三者に譲渡することはできません。

「配偶者居住権」は相続税の課税対象となります、評価額の計算方法は、建物と土地に分け次の算式により計算されることとなっております。

（建物）

建物相続税評価額－建物相続税評価額×（建物の残存年数－存続年数）／建物の残存年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

（土地）

土地等相続税評価額×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

従業員の入・退社に関する手続き

健康保険・厚生年金保険の手続き

・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届

従業員が入社し健康保険に加入する場合提出します。

提出先：所轄の年金事務所

期限：5日以内

・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届

健康保険に加入している従業員が退社した時に提出します。

提出先：所轄の年金事務所

期限：5日以内

・健康保険扶養者（異動）届

従業員に扶養者がいる場合提出します。

また、就職などで扶養から外れる場合も提出します。

提出先：所轄の年金事務所

期限：5日以内

雇用保険の手続き

・雇用保険被保険者資格取得届

従業員が入社し、雇用保険に加入する場合提出します。

提出先：管轄のハローワーク

期限：翌月10日まで

・雇用保険被保険者資格喪失届

従業員が退社した場合提出します。

提出先：管轄のハローワーク

期限：退職した翌日から10日以内

※退職者が離職用を希望する場合には雇用保険被保険者離職証明書の提出も必要になりますので退職日までに必要かどうか確認しましょう。

（離職票は退職者が失業手当を受給するときに必要な書類です）